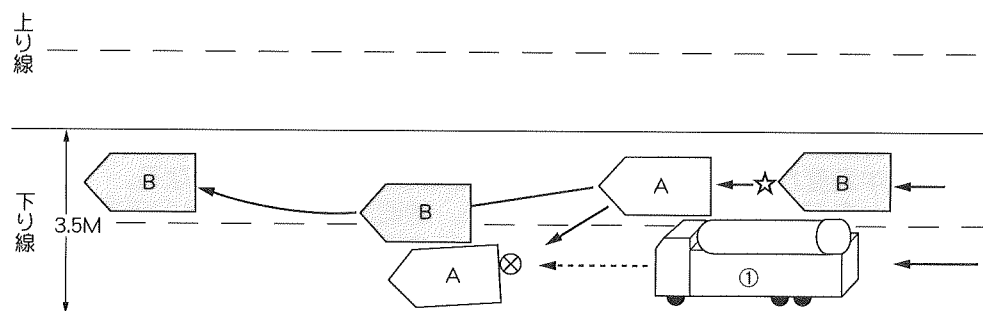


事例 12 併進車両に進路妨害されて追突

発生日時	11月某日夜間	天候	
道路状況	片側2車線の国道高架橋上、制限速度50km/h		
事故災害の内容・程度	相手方の車両が大破した。		

見取図



発生状況

国道をY市方面に向け走行中、追越車線を走行していた乗用車Aが後続の乗用車Bにパッシングされ、自車の直前に車線変更した。その直後、乗用車Bが追い抜き際に合図も出さずに幅寄せしたので、乗用車Aはあわてて急停車した。このため、追走していた自車が乗用車Aに追突したものの。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 相手方A車、B車による進路妨害
- 2 自車の車間距離不保持と危険の予知不足

災害防止対策

A車、B車による危険な走行が、一番問題であるが、自車も危険走行の状態を察知して、早めに危険回避態勢をとるべきであった。

毎月実施しているKY訓練が生かされていないと認められ、KY訓練における問題点の出し方をもう一度原点に戻って見直し、再度指導教育につとめる。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…プロドライバーと防衛運転〕

- ◎ 運転者には、プロとして防衛運転の必要が認められる。
パッシング殺人事件が報道されたことがあるが、それほど昔の話ではない。こうした第3者の行為に対して、冷静な運転行動は難しいが、プロとしては感情的な運転行動は避けるべきである。
- ◎ 運行管理者（担当管理者）にとって、本件は相手方の車両の進路入による進路妨害ともなり、また、加害事故ともなり、判断の困難な事例である。災害の防止という観点に立って、運転者の納得する処理が望ましい。
- ◎ 皆さんも自社の立場に置き換えて考えていただき、事故防止に努めていただきたい。

参 考

◎ 危険予知（KY）訓練について

交通危険予知訓練は、自動車運転中に実際発生する運転の状況図（イラストシート）を利用して、運転者にできるだけ多くの危険要因を探り出させ、その危険要因を潜在意識の中におぼえ込ませることにより、運転者の交通危険に対する感受性を高め、瞬時の判断力を養う効果があります。

車を運転する場合、運転状況は刻々と変わり、危険のポイントとして理解したはずのすべてが、現実的には、ほぼ同時的、複合的に起こることもあります。また、分散的注意も集中的な注意も、ともに必要であり、注意配分の上手・下手が安全運転の決め手になるといえます。これら複合的に起こる状況を予知し、その対応を適切に行える訓練を繰り返し行っておく必要があります。

★ 危険予知・回避訓練の参考資料

「職場ですすめる交通労働災害防止」

—陸上貨物運送事業労働災害防止協会編—

内容：交通労働災害防止のための諸手法と実践

- ① ヒヤリ・ハット活動、
- ② 交通危険予知トレーニング（交通 KYT）
始業時に行う「短時間交通 KYT」
一人で行う「短時間交通 KYT」
- ③ 指差し呼称・安全呼称
- ④ 交通危険マップの作成